

# 三重県議会議員の政治倫理に関する条例

〔平成18年12月26日  
三重県条例第84号〕

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の搖るぎない信頼があつて初めて成し遂げられるものである。

そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。

我々議員は、県民の厳肅な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。

## (目的)

**第1条** この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

## (責務)

**第2条** 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

## (政治倫理規準)

**第3条** 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
- 二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。
- 三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- 四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- 五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。
- 六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

## (審査の請求)

**第4条** 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

## (審査会の設置)

**第5条** 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。

- 2 審査会は、委員11人以内で組織する。
- 3 委員は、議員のうちから議長が任命する。

- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
  - 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (審査会の運営)
- 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。
- 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第3条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。
  - 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
  - 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。
  - 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。
  - 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。
  - 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。
  - 九 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかつた場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復することが必要であると認めるとときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。
  - 3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

(議長への報告)

第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第9条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○三重県個人情報保護条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報であって、次に掲げるものをいう。
  - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
  - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- 二 実施機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者並びに三重県が設立した地方独立行政法人をいう。

（県民の責務）

第五条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（利用及び提供の制限）

第八条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人の同意に基づくとき、又は本人に提供するとき。
  - 二 法令等の規定に基づくとき。
  - 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不适当に侵害してはならない。